

## [事案 28-244] 転換契約無効等請求

・平成 30 年 1 月 29 日 和解成立

### <事案の概要>

被保険者の同意がなかったことを理由に、転換等の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 50 年に契約した家族収入保険について、複数回の転換・保障内容変更を経て、平成 27 年 12 月に利率変動型積立保険（契約①。なお、転換・保障内容変更前の契約も含む）が契約成立したが、少なくとも被保険者 A が成人した後の転換・保障内容変更は被保険者 A の同意がないから、各転換・保障内容変更を取り消すか、契約を取り消してほしい。

また、平成 25 年 11 月に契約した利率変動型積立保険（契約②）について、被保険者 B の同意がないから、契約を取り消してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者 A が、保障内容変更前の契約①にもとづき手術給付金を請求していたこと、募集人から平成 27 年 5 月頃に契約①の保障内容変更の提案を受けたとき、保険料がもう少し安くないかと申し出たことを踏まえると、被保険者 A は契約①に同意していたといえる。なお、平成 27 年 12 月の保障内容変更については、被保険者 A の同意がなかった可能性が高いため、従前から取り消すことを認めている。
- (2) 契約②の申込手続後、募集人の上席者らは、被保険者 B と面談し、契約②について理解していることを確認した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、被保険者 A、被保険者 B および募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退した。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①については被保険者 A が平成 27 年 12 月の保障内容変更を除いて転換・保障内容変更同意していたと認められ、契約②については申込手続の後に被保険者 B の同意があったと認められるため、転換・保障内容変更または契約の取消しを認めることはできないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約①の平成 27 年 12 月の保障内容変更は、被保険者 A が同意したことを裏付ける証拠が見当たらないので、無効と評価できる。
- (2) 契約②について、募集人が申込書の被保険者の署名を他人（申立人が経営する店の従業員）が代筆することを容認していること、事後に被保険者 B の同意を得た際に、契約内容の具体的な説明がなかったことは不適切であったといえる。